

令和7年第6回稲城市教育委員会定例会

- 1 令和7年6月9日、午前9時30分から、消防署講堂において、令和7年第6回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 出席委員は、次のとおりである。

杉本 真紀子（教育長）
白井 妙子
北川 英一
田中 教仁
上林 秀之

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	佐藤 知子
教育指導担当部長	野村 洋介
教育総務課長	栢場 恵子
学務課長	涌田 恵一郎
指導課長	長澤 慎哉
生涯学習課長	小林 伸也
学校給食課長	中島 英
図書館課長	久野 由人
指導課教職員係長	米盛 耕平

- 1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 古川 直広
教育総務課教育総務係 千代 菜摘

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第2 会期の決定
- (3) 日程第3 教育行政報告
- (4) 日程第4 第21号議案
「稲城市公立学校非常勤講師の任免、分限及び服務等に関する規則の一部を改正する規則」
- (5) 日程第5 第22号議案
「教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程」
- (6) 日程第6 第23号議案
「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会委員（令和7年度及び令和8年度）の委嘱について」

(7) 日程第7 報告事項

教 育 長 ただ今から、令和7年第6回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、白井委員に
お願いいたします。

次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会
期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各
課長より報告いたします。

[教育行政報告]

教育総務課長 1 稲城市の教育「イエール」の発行 5月15号（第5号）について
2 教育委員会後援名義について
3 寄附について
4 令和7年5月東京都市教育長会庶務課長会定例会について
5 学校開放事業について

学務課長 1 学校教育法施行令第20条に基づき通知された児童・生徒数について
2 学校給食費未納者への対応について

指導課長 1 担当者事業について
2 推進事業について
3 研修事業について
4 学校訪問事業について
5 教育センター関係について

生涯学習課長 1 社会教育委員関係について
2 社会教育活動の振興について
3 芸術文化活動の振興について
4 文化財の保護と普及について

- 5 生涯学習推進事業について
- 6 放課後子ども教室参加状況（4月分）について
- 7 公民館主催事業の実施状況について
- 8 i プラザの主な主催事業の実施状況について
- 9 生涯学習課利用統計について（公民館4月分）

- 学校給食課長
- 1 令和7年度多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会総会について
 - 2 令和7年度第1回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会給食運営管理研究部会について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
 - 3 分館主催行事について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 図書館の利用状況（令和7年4月）について

教 育 長 教育行政報告が終わりました。

本日は議事進行の都合により、日程第4 第21号議案、及び日程第5 第22号議案を行い、日程第7 報告事項を行った後、日程第6 第23号議案を行うことといたします。

それでは、日程第4 第21号議案「稲城市公立学校非常勤講師の任免、分限及び服務等に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本案につきましては、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布に伴い、稲城市公立学校非常勤講師の任免、分限及び服務等に関する規則の一部を改正する必要があるため、提出するものです。

詳細につきましては、教育指導担当部長より説明いたします。

教育指導担当部長。

教育指導担当部長 それでは、資料、第21号議案、稲城市公立学校非常勤講師の任免、分限及び服務等に関する規則の一部を改正する規則をご覧ください。

本議案では、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の公布に伴い、稲城市公立学校非常勤講師の任免、分限及び服務等に関する規則の一部を改正いたします。

詳細につきましては、4ページの新旧対照表をご覧ください。

第3条の講師となることができない条件のうち、第2号の禁錮を拘禁刑に改正しました。

なお、今回の改正につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令第308号により、刑法等の一部を改正する法律の施行期日

が令和7年6月1日と定められていることから、本来であれば第5回定例会までに議案を上程する必要がございましたが、お時間要してしまい大変申し訳ございませんでした。

以上のとおり、稲城市公立学校非常勤講師の任免、分限及び服務等に関する規則の一部を改正する規則について議案を上程させていただく次第でございます。

説明につきましては、以上でございます。

教 育 長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

(なしの声あり)

教 育 長 それでは、特に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第21号議案「稲城市公立学校非常勤講師の任免、分限及び服務等に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第21号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 第22号議案「教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程」を議題といたします。

本案につきましては、令和7年3月31日付で東京都教育庁人事部勤務課長より「『教育長の権限に属する事務の一部委任について（通知）』の一部改正について」が発出され、教職員の子育て部分休暇の承認に関して教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する必要があるため、提出するものです。

詳細については、教育指導担当部長より説明いたします。

教育指導担当部長。

教育指導担当部長 それでは、第22号議案、教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程をご覧ください。

本議案は、令和7年3月31日付で、東京都教育庁人事部勤務課長より6教人勤第280号「『教育長の権限に属する事務の一部委任について（通知）』の一部改正について」が発出され、教職員の子育て部分休暇の承認に関して教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、4ページの新旧対照表をご覧ください。

第3条第7号について、校長に委任する事務を副校長の特別休暇及び介護休暇の承認にすることから、副校長の特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認にすることに改正しました。

また、第3条の2第6号について、副校長に委任する事務を所属職員、副校長を除きます、の特別休暇及び介護休暇の承認にすることから、所属職員の特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認にすることに改正しました。

以上のとおり、教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程について、議案を上程させていただく次第でございます。

説明については、以上でございます。

教 育 長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

（ なしの声あり ）

教 育 長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第22号議案「教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

教 育 長 挙手全員であります。よって、第22号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 第23号議案及び日程第7 報告事項を議題といたします。

第23号議案は人事案件、報告事項は予算案件であることから非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、第23号議案及び報告事項を非公開審議といたします。

これより非公開審議に入りますので、関係者以外の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

（ 暫時休憩 ）

※教職員係長及び傍聴者は退室する。

教 育 長 再開いたします。
 それでは、日程第9 報告事項です。本日の報告事項は1件です。
 それでは、報告事項1「令和7年度教育費補正予算の提出について」を
 教育総務課長より説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、説明させていただきます。
 資料、報告事項1をお開きください、1ページおめくりいただきまして、
 議案概要説明書をご覧ください。
 補正の概要でございます。
 稲城第三小学校の校舎は昭和44年の建築から55年、平成3年の大規模改
 修工事から33年が経過しており、経年劣化による校舎の老朽化が著しい状
 況となっていることから、校舎の建替工事を実施し、また、建替えに併せ
 て、学童クラブを校舎内に設置する工事について進めてきておりますが、
 入札不調により工期が延伸することに伴う債務負担行為の補正の追加及
 び変更するものでございます。
 工事内容及び事業スケジュールにつきましては、お示しのとおりでござ
 います。
 債務負担行為の補正の内容です。事項、稲城第三小学校校舎建替工事、
 期間は令和8年度から令和10年度です。限度額は42億7,600万円です。
 内訳は、三小の建替が40億5,600万円、学童の建設として1億3,200万円。
 三小の工事監理委託が8,470万円。学童クラブの工事の監理委託が330万円
 でございます。
 なお、令和7年度は現年度予算で行うものでございます。
 説明は以上です。

教 育 長 以上で、報告事項1「令和7年度教育費補正予算の提出について」の詳細説明が
 終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。
 北川委員。

北川委員 すみません、今説明があったんですが、もう一度説明をお願いできます
 でしょうか。
 まず、債務負担行為補正の意味をもう一度説明をお願いしたいと思いま
 す。
 今年については、入札が不調になったので、来年度以降もこういう金額
 でやるよと示して入札をかけるのか、値上げしたのか、その辺のところ、
 もう一度説明をお願いします。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長　　今般、令和7年5月に3回目の入札を行いまして、機械工事の入札参加希望者がおらず、中止になりました。このことによって、工期が予定していた期間より延伸することになりました。従前の計画ですと、令和7年度から令和9年度末で完了して、令和10年4月からは新しい校舎で全ての教育活動ができる予定でしたが、入札が延びましたので、工期が令和10年度にずれ込むため、令和10年度までの債務負担行為の補正を行うものでございます。

工期が延びることにより、金額としては、この後人件費の上昇等により、随時補正があるかもしれませんが、令和8年度から令和10年度までの間を債務負担行為として補正するものです。令和7年度は、工事期間が少なくなるため、減額を行うものです。

以上です。

教 育 長　　債務負担行為という言葉についてもお説明をお願いしますか。
教育総務課長。

教育総務課長　　行政が行う工事等大きなインフラ工事等は、会計年度の中で完了しないことが多くあります。そうした案件について、その期間の特定の支出に対する負担を現在の予算編成の過程で承認を得ることを債務負担行為といいます。その時点で予算上の承認をもらうことで工事がスムーズに進められるものでございます。

以上です。

教 育 長　　北川委員。

北川委員　　ありがとうございました。大体分かりました。
今回、入札が不調に終わって値上げするとかそういう話ではないということですね。延びるということですか。

教 育 長　　教育総務課長。

教育総務課長　　今回の入札が不調になった要因の1つとして、社会情勢の中で働き手が少なくなっているということで人員確保ができないので応札できなかったということを聞いています。

北川委員　　ありがとうございました。

教 育 長　　ほかにご質問、ご意見等いかがでしょうか。

(なしの声あり)

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
ここで、職員の入替えがあります。
暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※学務課長を除く全課長退室

(ここから会議録非公開)

(これにて第23号議案及び報告事項の非公開審議は終了)

(暫時休憩)

※全課長が入室する。

教 育 長 再開いたします。
これより、第23号議案「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会委員（令和7年度及び令和8年度）の委嘱について」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第23号議案は原案のとおり可決いたしました。
以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。
これにて閉会といたします。

(午前10時3分閉会)